



自動車リサイクルシステムに登録をしていますか？

引取業者は、使用済自動車を引取した際にリサイクル料金等の確認の他、インターネット上の自動車リサイクルシステムで移動報告などを行う必要があります！

自動車リサイクルシステムへ登録や届出が必要なタイミングには…

- ①引取業**新規**登録を行った際
- ②引取業**更新**登録を行った際
- ③引取業**変更**届出を提出した際
などがあります。

☆ 自動車リサイクルシステムTOPページ ☆



「http://www.jars.gr.jp/」または「自動車リサイクルシステム」で検索

自動車リサイクルシステムへの事業者登録はこちらへ！

【システム登録の受付窓口】
自動車リサイクルシステム
コンタクトセンター
 電話番号：050-3786-7755
 受付時間：午前9時～午後6時
 (土日祝日休業)

?? 自動車リサイクルシステムに登録したら、どんなことをするの??

☆ 引取り、引渡し報告入力ページの見本 ☆



リサイクルシステムで報告

① 確認した装備情報の入力

引取業者は引取りを行った使用済自動車のエアバッグ類・フロン類の装備状況確認結果、車台番号等を情報管理センターへ報告しなければいけません。

② 車の移動報告

引取り、引渡しからそれぞれ3日以内に報告が必要です。

☆ 練習用システムTOPページ ☆



システムを初めて操作する方は

自動車リサイクルシステムに、練習用システムが用意されています。

音声による操作説明があります。

引取業者になったらやるべきことは…

- ①エアバック類、フロン類（エアコン）の装備確認
- ②リサイクル料金の預託確認
- ③使用済自動車の引取りと引取報告の実施
- ④引取証明書の交付
- ⑤フロン回収業者または解体業者への使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施
- ⑥使用済自動車が確実に解体された事実を確認し、最終所有者へ通知

解体業者に預託確認や移動報告を押し付けるのは、法違反です！！

引取業者のやるべきことって具体的にはどんなこと…？ 詳しくは、裏面へ！



引取業者としてやるべきことには、 以下のようなことがあります！



①エアバッグ類、フロン類の装備確認

エアバッグ・シートベルトプリテンショナーの有無、フロン類の有無を確認します。



この情報は、フロン類回収や解体工程でも重要な情報となります。

②リサイクル料金の預託確認

最終所有者から引取りの際、リサイクル料金が預託されているか確認します。

③使用済自動車の引取り

最終所有者から使用済自動車を引取ります。

④引取証明書の交付

最終所有者に対し、引取証明書を交付します。

リサイクル券があればB券に必要事項を記入して引取証明書とします。



A券: 預託証明書
B券: 引取証明書

●次工程へ引渡し

フロン類回収業者(カーエアコン未搭載の場合は解体業者)に使用済自動車を引渡します。この際、引取業者・次工程の業者のどちらも使用済自動車を運ぶことが可能です。



●自動車リサイクルシステム (電子マニフェスト)による報告

①引取報告

引取りを行った使用済自動車のエアバッグ類・フロン類の装備状況確認結果、車台番号等を入力します。

引取りから**3日以内**に自動車リサイクルシステムによる報告が必要です。

②引渡報告

使用済自動車をフロン類回収業者または解体業者に引渡してから**3日以内**に自動車リサイクルシステムによる報告が必要です。

～～ 問い合わせ先はこちら ～～

【自動車リサイクルシステムの全般について】
自動車リサイクルシステムコンタクトセンター
電話番号：050-3786-7755

【自動車リサイクル法の登録・許可について】
管轄の各保健所及び塩釜保健所岩沼支所
環境生活部廃棄物対策課
(連絡先等は、廃棄物対策課のホームページに掲載しています。)